

平 成 2 8 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 28 年 第 4 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 28 年 4 月 21 日 (木) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席委員	委 員 長	山 元 行 博 君
	委 員 長 職 務 代 理 者	高 野 敦 子 君
	委 員	丹 澤 直 己 君
	委 員	大 橋 亜由美 君
	委 員	中 享 子 君
	委 員 (教 育 長)	具 田 利 男 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長	千 葉 亜紀子 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	木 村 均 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局 副 部 長	岡 裕 美 君
学 校 教 育 室 長	石 橋 充 久 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	小 西 敏 広 君
子ども未来創造局副理事	河 原 弘 明 君
教育政策室担当室長	久 野 由 紀 君
教 職 員 人 事 室 長	巢 組 悦 子 君
教職員人事室担当室長	岡 一 夫 君
人 権 施 策 課 長	柴 田 大 君
人権施策課男女協働・ 家 庭 支 援 室 長	江 口 寛 君
学 校 生 活 支 援 課 長 兼広域学校生活支援課長	坪 田 忠 宏 君

学 校 生 活 支 援 課
青 少 年 育 成 室 長
教 育 セ ン タ ー 所 長
学 校 給 食 室 担 当 室 長
子 育 て 支 援 課 長
兼 広 域 子 育 て 支 援 課 長
子 育 て 支 援 課 幼 児 教 育 保 育 室 長
兼 広 域 幼 児 育 成 課 長
子 育 て 支 援 課
子 ども す こ や か 室 長
子 ども 成 長 見 守 り 室 長
文 化 国 際 室 長
生 涯 学 習 ・ 市 民 活 動 室 長
生 涯 学 習 ・ 市 民 活 動 室 担 当 室 長
天 然 記 念 物 室 長
保 健 ス ポ ー ツ 課 長
保 健 ス ポ ー ツ 課 担 当 室 長
中 央 図 書 館 長

荻 野 知 崇 君
陸奥田 維 彦 君
佐 治 功 君
戸 島 明 君
今 中 美 穂 君
山 田 睦 美 君
松 澤 ひ と み 君
一 階 世 志 明 君
小 林 和 幸 君
谷 尾 吉 章 君
岩 永 幸 博 君
山 本 学 君
中 井 正 美 君
大 迫 美 恵 子 君

1. 出席事務局職員

教 育 政 策 室 参 事
教 育 政 策 室

乾 敬 一 朗 君
巢 組 裕 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件
- 日程第 3 箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金交付要綱改正の件
- 日程第 4 箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市保育施設業務効率化等推進補助金交付要綱制定の件
- 日程第 7 箕面市認定こども園に係る施設の整備費補助金交付要綱制定の件
- 日程第 8 箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱制定の件
- 日程第 9 箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件
- 日程第 10 箕面市保育料に関する規則改正の件
- 日程第 11 箕面市立保育所条例施行規則改正の件
- 日程第 12 箕面市保育所設置認可等要綱改正の件
- 日程第 13 箕面市認可保育施設指導監査実施要綱廃止の件
- 日程第 14 箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件
- 日程第 15 箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件
- 日程第 16 箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件
- 日程第 17 箕面市支援保育実施要綱等改正の件
- 日程第 18 箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件
- 日程第 19 箕面市母子保健事業実施要綱制定の件
- 日程第 20 箕面市妊婦健康診査費助成要綱制定の件
- 日程第 21 箕面市小児インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱制定の件
- 日程第 22 箕面市特定不妊治療自己負担助成費交付要綱制定の件
- 日程第 23 箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱制定の件
- 日程第 24 箕面市予防接種自己負担金助成要綱制定の件
- 日程第 25 保育施設設置・運営主体決定の件
- 日程第 26 箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
- 日程第 27 箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件
- 日程第 28 箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱の件

- 日程第 29 箕面市教育委員会人事発令の件
日程第 30 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
日程第 31 教育長報告
追加議案第 1 箕面市特定不妊治療自己負担助成費交付要綱改正の件
追加議案第 2 箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱制定の件

(午後 1 時 30 分開会)

- 委員長(山元行博君) : ただ今から、平成 28 年第 4 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

- 委員長(山元行博君) : ただ今の報告とおり、本日の出席委員は 6 名で、本委員会は成立いたしました。

- 委員長(山元行博君) : それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面教育委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、委員長において大橋委員を指定いたします。

- 委員長(山元行博君) : では次に、日程第 2、議案第 28 号「箕面市青少年健全育成推進奨励金等交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

- 子ども未来創造局青少年育成室長 : 本件は、顕彰及び奨励金等の交付対象者を明確にするため、提案するものです。

- 委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長(山元行博君) : ないようですので議案第 28 号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

- 委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長(山元行博君) : 次に、日程第 3、議案第 29 号「箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

- 子ども未来創造局学校教育室長 : 本件は、箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金の交付目的をより明確化するために、交付金の名称を箕面市地域に開かれた特色ある学校・幼稚園づくり推進費交付金から箕面市教育活動充実費事業交付金に改め、併せて様式中の交付金の名称を改正す

るため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、議案第29号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： それでは次に、日程第4、議案第30号「箕面市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱改正の件」及び日程第5、議案第31号「箕面市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱改正の件」は、関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援課長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援課長： 本件は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正等に伴い、母子家庭の母及び父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するにあたり、資格取得に必要な支給額の上限を増額するほか、資格取得に必要な受講年限も緩和するとともに、支給対象期間を拡大するため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので議案第30号及び議案第31号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第6、議案第32号「箕面市保育施設業務効率化等推進補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、国の保育所等における業務効率化推進事業を活用し、民間保育施設におけるICTを活用した保育士の業務負担軽減に資する機能を有した保育業務システムの導入経費並びに同じく民間保育施設における保育中の事故予防、事故後の検証等を目的としたビデオカメラの設置に要する費用を補助するため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので議案第32号を採決いたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第7、議案第33号「箕面市認定こども園に係る施設の整備費補助金交付要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、幼稚園型認定こども園に係る施設の整備に要する費用に対し、国の認定こども園施設整備交付金を活用し、必要な補助を行うため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので議案第33号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第8、議案第34号「箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱制定の件」及び日程第9、議案第35号「箕面市児童福祉施設会計指導員委嘱の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長：まず、議案第34号については、子ども・子育て支援新制度開始にあたり、本市が実施する児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の事業者に対する指導監査について必要な事項を定めるとともに、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する指導監査について必要な事項を定めるため、提案するものです。次に、議案第35号は、箕面市家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設等指導監査実施要綱の中で指導監査を行うにあたり、指導監査体制の充実を図ることを目的として、3名の公認会計士を箕面市児童福祉施設会計指導員に選任することとするため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第34号及び議案第35号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可

決されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第１０、議案第３６号「箕面市保育料に関する規則改正の件」及び日程第１１、議案第３７号「箕面市立保育所条例施行規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

- 子ども未来創造局幼児教育保育室長：まず、議案第３６号につきましては、子ども・子育て支援法施行令及び子ども・子育て支援法施行規則の改正により、低所得世帯及びひとり親世帯における保育料の負担軽減措置が拡充されたことに伴い、関係規定を整備するため、提案するものです。次に、議案第３７号については、公立保育所入所児童に係る保育料につきましても、国による保育料の負担軽減が行われることに伴い、関係規定を整備するため、提案するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（山元行博君）：ないようですので、議案第３６号及び議案第３７号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第１２、議案第３８号「箕面市保育所設置認可等要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

- 子ども未来創造局幼児教育保育室長：本件は、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正に伴い、保育所における保育士配置の特例が創設されたことなどにより、保育所の認可申請等に係る要件に関する規定その他関係規定を整備するため、提案するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（山元行博君）：ないようですので議案第３８号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第１３、議案第３９号「箕面市認可保育施設指導監査実施要綱廃止の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、

提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 本件は、平成23年1月に大阪府から権限委譲を受けた認可保育施設の指導監査事務が、平成28年4月から市健康福祉部広域福祉課へ移管されることに伴い、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので議案第39号を採決いたします。
本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第14、報告第13号「箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則改正の件」、日程第15、報告第14号「箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則改正の件」、日程第16、報告第15号「箕面市教育委員会事務決裁規程改正の件」、日程第17、報告第16号「箕面市支援保育実施要綱等改正の件」及び日程第18、報告第17号「箕面市早期療育事業推進会議設置要綱改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長： これらの案件につきましては、市全体の組織機構の見直しに合わせ、教育委員会事務局の組織機構及び役職を見直そうとするものです。まず、報告第13号につきましては、箕面市教育委員会事務局の組織機構及び役職の見直しに伴い、関係規定を整備するため、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正を行う必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。次に報告第14号、報告第15号、報告第16号及び報告第17号につきましてはいずれも、箕面市教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正及び人事異動に伴い、組織名及び役職名を改めるものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので、報告第13号から第17号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第１９、報告第１８号「箕面市母子保健事業実施要綱制定の件」、日程第２０、報告第１９号「箕面市妊婦健康診査費助成要綱制定の件」、日程第２１、報告第２０号「箕面市小児インフルエンザ予防接種費用助成金交付要綱制定の件」及び日程第２２、報告第２１号「箕面市特定不妊治療自己負担助成費交付要綱制定の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、母子保健事業の箕面市教育委員会への事務委任に伴い、要綱を制定する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、報告第１８号から第２１号までを採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第２３、報告第２２号「箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：本件は、特定不妊治療のために融資を受けるかたを対象に助成を行うため、箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱を制定する必要が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条第１項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規則により、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので報告第２２号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長(山元行博君) : 次に、日程第24、報告第23号「箕面市予防接種自己負担金助成要綱制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長 : 本件は、定期予防接種を市内の指定医療機関以外で受け、自己負担金が発生した場合に助成を行うため、箕面市予防接種自己負担金助成要綱を制定する必要性が生じましたが、委員長において教育委員会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長(山元行博君) : ないようですので報告第23号を採決いたします。
本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

(“異議なし”の声あり)

○委員長(山元行博君) : 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長(山元行博君) : 次に、日程第25、議案第40号「保育施設設置・運営主体決定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 本件は、「第三次箕面市子どもプラン」に基づき、平成31年度までの可能な限り早期に485人分の保育施設整備を行うために実施した保育施設設置・運営主体の公募に対し、応募のあった1法人について、「箕面市子ども・子育て会議 児童福祉部会」に当該法人の選定に関して意見を聴取したところ、保育施設設置・運営主体として選定すべきとの意見が集約されたため、当該法人を保育施設設置・運営主体に決定することを提案するものです。

○委員長(山元行博君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員(高野敦子君) : この法人と、法人が運営している保育所は、どのような特色がありますか。また、法人が運営している保育所を視察されたそうですが、その時の印象等をお聞かせください。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長 : 株式会社アイグランの一番の特色は、給食です。天然だしにこだわった和食給食や、自園での栽培を取り入れた食育重視の保育を実践されています。また、職員のモチベーションの向上や、離職率を低下させ、職員を育てることを目標に、毎日10分程度、職員同士がお互

いの良い所を褒め合ったり、感謝の気持ちを伝えたりするミーティングを取り入れています。全国的に保育士の離職率は高いですが、アイグランでは職員が実績を積み上げていくことを大事にされています。視察した保育所では、保育士がいきいきと働いておられる様子がわかり、委員さんからも概ね良好であるというご意見を頂きました。

○委員（大橋亜由美君）： 保育施設設置に伴う地域への説明や事前説明会のスケジュールはどのようにされるのでしょうか。

○子ども未来創造局幼児教育保育室長： 保育所設置予定地、牧落2丁目の周辺地域83世帯を対象として、直接説明に回りましたが、実際にお話できたのは38世帯です。設置反対の声はなく、周辺地域の交通安全に配慮してほしい、保育施設建設工事中は安全に十分配慮してほしい、というご意見が一件ずつ、正式に設置が決まったら再度説明を聞きたい、というご意見を二件頂きました。また、直接ご説明できなかった世帯に対しては、案内文をポスティングしています。これに対し、現時点で建設反対の意見はありません。説明会という形式ではなく、一軒ずつ訪問して説明をされており、今後、設置が正式に決定しましたら、工事の日程などを再度、近隣のかたにお知らせしたいと聞いています。

○委員長（山元行博君）： 職員同士の褒め合いは貴重な取り組みと思います。事務局にはこの後しっかりフォローしていただき、良いものとなるようにしていただきたいと思います。ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員長（山元行博君）： ないようですので議案第40号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（山元行博君）： 次に、日程第26、議案第41号「箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、箕面市奨学資金貸付基金条例に基づき、奨学生を決定するために設置している箕面市奨学生選考委員会の委員の任期が平成28年4月30日をもって満了することに伴い、箕面市奨学資金貸付基金条例第9条第3項及び第4項の規定に基づき、5月1日付けで新たな委員を任命する必要が生じたため、提案するものです。

○委員長（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）： ないようですので議案第41号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可

決されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第27、報告第24号「箕面市社会教育委員解職及び委嘱の件」及び日程第28、報告第25号「箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員の解職及び委嘱の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

- 子ども未来創造局文化国際室長：本件は、箕面市社会教育委員並びに箕面市立公民館運営審議会委員及び箕面市立生涯学習センター運営審議会委員のうち一名から辞職願が提出されたことに伴い、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を、社会教育法第15条第2項、箕面市社会教育委員に関する条例第2条及び第4条並びに社会教育法第30条、箕面市立公民館条例第4条、第5条及び第6条並びに箕面市立生涯学習センター条例第4条及び第5条の規定に基づき、委嘱する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条1項の規定により教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により、報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（山元行博君）：ないようですので報告第24号及び報告第25号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

- 委員長（山元行博君）：次に、日程第29、報告第26号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

- 子ども未来創造局副部長：本件は、人事異動等に伴い発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条2項の規定により、報告するものです。

- 委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（山元行博君）：ないようですので報告第26号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第30、報告第27号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局副部長に求めます。

○子ども未来創造局副部長：本件は、去る3月10日に開催されました平成28年第3回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので報告第27号を採決いたします。
本件は報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：次に、日程第31「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告を求めます。

○教育長（具田利男君）：まず教育委員さんの活動についてご説明します。3月12日にはひがし幼稚園バトンタッチセレモニーに参加されました。これは、平成28年3月末をもって、市立ひがし幼稚園が閉園し、ひじりひがし幼稚園の運営が4月に始まるため、バトンタッチのためのセレモニーです。14日、17日、22日に、中学校、小中一貫校、小学校、幼稚園の卒業式、卒園式が行われました。29日には、第2回総合教育会議があり、市長、教育委員との間で教育大綱を策定し、31日に決定しました。次は私の活動について報告します。議会の一般質問では、大きく6点の質問がございました。教育大綱の中でも大きな柱の一つとしていますが、「貧困の連鎖」根絶についても質問がありました。また、3月末には、母子保健、予防接種関連の業務を、市長部局から教育委員会に移管する手続きをしました。教育委員会では子どもに関わる児童福祉部門を担ってききましたが、これらの業務も関連するため、4月からは教育委員会で併せて執行することになりました。子どもに関連する業務は多くありますので、関連業務とつなげて効率よく、市民のかた、子どもたちにとってよりよい制度となるような運用を目指します。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、次に追加議案第1、議案第42号「箕面市特定不妊治療自己負担助成費交付要綱改正の件」及び追加議案第2、報告第28号「箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱制定の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子どもすこやか室長に求めます。

○子ども未来創造局子どもすこやか室長：議案第４２号につきましては、母子保健事業の箕面市教育委員会への事務委任に伴い、提案するものです。次に、報告第２８号につきましては、池田泉州銀行が取り扱う「〈池田泉州〉妊活・育活応援ローン」による融資を利用し、特定不妊治療を受けたかたに、対象額の利子分の助成を行うため、箕面市特定不妊治療融資利用者助成制度要綱の全部を改正する必要性が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないとお認めいただき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条１項の規定により委員長が臨時に代理しましたので、同規則第３条第２項の規定により、報告するものです。

○委員長（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員長（山元行博君）：ないようですので議案第４２号及び報告第２８号を採決いたします。議案第４２号を原案どおり可決し、報告第２８号を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、議案第４２号は原案どおり可決され、報告第２８号は報告どおり承認されました。

○委員長（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、「その他、教育行政に係る報告」等があれば、申出を受けますが、いかがですか。

○子ども未来創造局学校教育室長：箕面市における組み体操の実施の方針について、協議をお願いいたします。

○委員長（山元行博君）：組み体操の実施の方針について、意見交換とさせていただきます。組み体操については議論を重ねてきましたので、学校教育室長から、これまでの報告をお願いいたします。

○子ども未来創造局学校教育室長：それでは、これまでの経過も含めてご報告いたします。平成２７年第１１回箕面市教育委員会定例会においてご説明しましたとおり、本市では、小学校の運動会における高学年の団体演技として、小中一貫校を含む全小学校で、組み体操に取り組んできました。各校においては、児童の体格や運動能力に応じて、指導者が演技内容を検討し、補助を行う教職員の配置や休憩時間の確保など、安全面に配慮し取り組んできましたが、残念ながら、組み体操における骨折を含むケガについては毎年報告されている実態

がありました。そのような中で、昨年9月に大阪市教育委員会から組み体操のピラミッドやタワーの段数の制限が報道されました。それを受け、すぐに校長経営会議において、教育長から、組み体操の実施について十分に注意をすること、また、場合によっては撤退すること等の指示がありました。しかしながら、昨年の運動会の組み体操において、校長に相談せず、さらに大技に取り組んだ事例があり、骨折等のケガも発生しました。このような状況を踏まえ、校長代表、現場の教職員、事務局からなる「組み体操検討プロジェクト会議」を立ち上げ、ケガのリスクや指導面、内容等の課題を明らかにするとともに、今後の在り方について検討してきました。組み体操検討プロジェクト会議では、組み体操の教育的な意義について話し合いを持ちました。組み体操に取り組むことによって子ども達が得る達成感や子ども達同士の信頼感は、教員の実感として、他の種目よりも高いことなどの意見が出されました。しかしながら、ケガのリスクが高い以上、効果だけで実施することが難しいことも話し合われました。そこで、プロジェクト会議から「安全な組み体操指導に関するガイドライン」を作成し、提案することとしました。このガイドラインでは、大きな技、ピラミッド、タワーや、ケガのリスクのある技は禁止という方向で考えました。また、「組み体操安全基準マニュアル」を作成し、技のレベルを、安定度を基に4段階に分類しました。レベル1は、脚または腕と脚の両方で体重を支えることができる技、レベル2は、腕のみで相手の体重または自分の体重を支える場合がある技、レベル3は、腕のみで相手の体重または自分の体重を支える場合があるが、どの場合も必ず2人以上で1人を支える技であり、乗る高さは腰から肩の位置程度、レベル4は、レベル3と同じ内容で、乗る高さが腰から頭の位置程度としました。組み体操を実施することによって得られる成果を残しつつ、ケガのリスクを抑えるという形で、ガイドラインとマニュアルを作成しましたので、慎重審議の上、ご判断いただきたいと考えています。

○委員長（山元行博君）： 長きにわたりプロジェクトチームに検討していただきました。組み体操については、学校側の思いが非常に強いため判断には苦労するのですが、学期も始まって準備も必要ですので、今回で決定したいと思います。質疑応答、意見交換しながら進めていきます。質問はありますでしょうか。

○委員（高野敦子君）： 本市の組み体操において、過去に起きている骨折等のケガについて、どのような場面でどのようなケガが起きているのか、件数とともにもう一度確認したいと考えています。ケガが起こるのは、ピラミッドやタワーといった技でしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長： ケガの件数で見ると、多いのは、練習を始めた頃の2人技です。ピラミッドやタワーなど高いところからの落下によるケガは本市ではありません。平成27年度1年間で、本市の小学校がスポーツ振

興センターにケガの申請をしたのは、629件ありました。そのうち、組み体操が原因となるケガの件数は、骨折が1件、ねんざが10件、挫傷・打撲が8件、合計19件でした。多人数で行う技は、レベルは上がりますが、一人ひとりの体重がかかる負担は軽い技もあります。気をつけなければならない技は、倒立、肩車、サボテンなどであると考えております。

○委員（丹澤直己君）： 小学校では、いつ頃から組み体操の取組を始めているのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長： 学校によって開始する時期は異なりますが、4月からの学校もあれば7月からの学校もあります。開始が遅い学校は、ケガのリスクも多いと考えています。

○委員（中享子君）： 教員のかたの「信頼感や責任感を感じてほしい」という子どもたちへの思いは理解できるのですが、組み体操よりケガのリスクが少なく、子どもたちの良さが出せる組み体操以外の演技はないのでしょうか。プロジェクトでは、他の演技についてどこまで議論されたのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長： プロジェクトでは、達成感などの観点も含め、組み体操以外の演技についても検討いたしました。その中で挙げられた種目は、なわとび、民舞、フラッグダンス、マスゲーム、集団行動などです。しかしながら、組み体操に勝るものはないというのがプロジェクトの結論でした。組み体操は、自分の体重を人に預けるという特性があり、組み体操ならではの真剣さがあります。仲間への信頼がなければできない演技でもあります。特に、2人組の技は、1人が1人を支え、簡単な技に見えますが、実は全体重を受け止める技であるという意見が出される等、信頼感について意見が交換されました。

○委員（中享子君）： 組み体操ならではの真剣さがあるというお話でしたが、他の演技にも真剣さはあると思いますので、少し理解に苦しみます。ガイドラインを見ると、「練習中に一度も成功していない演技は、運動会本番に実施してはならない」と記述されていますが、前日までにできない技は、当日やらないという決断を、子どもたちの思いを背負いながら一生懸命に取り組んでいる学校現場の教員ができるのでしょうか。

○子ども未来創造局学校教育室長： 練習中に成功していない演技がある場合は、演技の流れの中でその技はカットし、音楽も編集し直して短くして、本番を迎えることになるため、非常に悩ましい問題であると思います。八尾市における組み体操の事故も、体育大会前日まで完成していなかったと言う事例であります。このような状況下で、当日の演技をカットするには、このことを教員に理解させる校長の指導力が問われると考えます。事務局としても、当日に一か八かで望むことは決してないよう、強く指導をして参ります。ガイドラインやマニュアルに記載されている内容を徹底していく意味でも、実施に向けた研修会

を事前に開いて、内容の周知徹底を図っていく必要があると考えています。

○委員（丹澤直己君）： 箕面市では2人組の技でのケガが多いようですが、一人が一人を支えるのが、組み体操の大事な部分だと思います。そういった意味で、実施マニュアルの計画表を見た時に、それぞれの種目の練習時間が少ないのが気になります。おそらくこの練習時間は、運動会当日に向けての体育の時間内での練習時間を指していると思います。しかし、実際には、それまでの学年での練習や取り組み、家庭での練習があります。そういった積み重ねについて、安全基準マニュアルに記載があればよいと思います。

○子ども未来創造局学校教育室長： 現在のマニュアルには、学年間での積み重ねについては記述されていないため、今後検討していきたいと考えます。なお、マニュアルでは、レベルの高い演技、箕面市でケガの多い演技については、力を入れて解説を加えています。

○委員長（山元行博君）： 箕面市では、中学校では組み体操を実施していませんね。

○子ども未来創造局学校教育室長： 小中一貫校1校においては実施しています。それ以外の中学校では、組み体操を実施しておりません。

○委員長（山元行博君）： では、教育委員での意見交換をしたいと思います。

○委員（大橋亜由美君）： 組み体操安全基準マニュアルでは、支持点、姿勢、高さの点から、レベル4までの4段階に分けてあります。中でもレベル3の技は種類が多くあり、注意事項の記述も多い一方、やさしいように思える技もあり、委員会では判断しづらいと思います。

○委員長（山元行博君）： 他の市や県ではタワーやサボテンの技は危険であることや、大技を禁止する学校もあるという報道がありましたが、いかがでしょうか。

○委員（大橋亜由美君）： レベル3には、大技、大人数で行うものもあれば2人技もあり、判断が難しいと思います。

○委員（丹澤直己君）： 私も、悩ましく思っていますが、レベル1や2までは問題ないと考えます。倒立は学習指導要領に入っている種目でもあります。組み体操ではレベル3に含まれています。倒立を組み体操から外すのは考えさせられますが、マットの上での倒立と土の上での倒立では、危険度も変わります。倒立の際のケガが多いのであれば、組み体操から倒立を外すことはやむを得ないと考えます。また、組み体操を、レベル2までとするのであれば、他の演技を合わせた構成にするのもよいと思います。その場合、新しい演技を取り入れられるように、教育委員会はそれらを学べる場をサポートすることも必要であると考えます。

○委員長（山元行博君）： 全国のデータでも倒立のケガが多いのは意外でした。倒立の危険性を考慮せざるを得ないと思います。

○委員（中享子君）：保護者として、実際に昨年の運動会では自分の子どもの組み体操を見ましたが、先生方の子どもたちへの配慮、思いは理解でき、保護者も子どもたちも組み体操は感動しました。また、組み体操が心に残っているという子どもたちもいました。しかしその一方で、なくしてほしいと思っている保護者、不安に思っている子どもたちがいるのも現状です。教員の思い、子どもたちの達成感、感動を考えると、組み体操に価値がないとは思えませんが、組み体操で大きなケガを負った子どもや保護者の気持ちは当事者にしかわからず、教員のかたはその責任の所在で悩むことになります。その可能性があるにも関わらず組み体操を続けるのは、私は不安が残ります。いろいろな思いを考えるととても悩ましく思います。

○委員（大橋亜由美君）：私の娘も昨年、組み体操をして、親子でとても感動した経験があるので、考えさせられるところがありました。組み体操を全廃する判断をされた自治体もありますが、運動会という行事を考えると、全て廃止することは現実的でないと考えます。何よりも子どもたちの安全を重視する観点から見ると、レベル2までが妥当なのではないかと思います。

○委員（高野敦子君）：私も安全を第一に考えると、レベル2までだと思います。レベル1、2だから絶対に安全という訳ではなく、一つ一つの技にケガの危険性はあると思います。この安全基準マニュアルの中で、さらに丁寧に、一つ一つの技についても解説を加え、子どもたちが安全に演技できるよう、どの教員も指導できるマニュアルにしてほしいと思います。また、6年生だけではなく、小学校の6年間を見通して体育の時間に練習し、指導の中に組み入れていくことが必要であると考えます。担任によって違うということではなく、1年生から6年生まで、どのクラスも段階を追って練習し、学年で力を合わせて取り組んでほしいと思います。

○委員長（山元行博君）：組み体操は、教員は感動しますし、指導力をつけるためにも取り組むことは大切です。安全基準マニュアルは非常にわかりやすく示してあります。レベル4は難しいですし、レベル3でもケガが多いという現状であるため、禁止せざるを得ません。レベル2までの技は、マニュアルに沿って実施してもよいという方向でどうでしょうか。

○教育長（具田利男君）：この間、学習会でも議論を重ねてきました。マニュアル、ガイドラインを作成した事務局から受けた報告だけでは答えが出ず、プロジェクトに関わったお二人の校長先生からも直接ご意見を伺いました。悩みに悩んで、今日結論を出すことになりました。レベル3でもケガがあることを考えると、レベル2までの演技としたいと思います。レベル2までで華やかな演技ができるのか、ということでも悩みました。別の演技と組み合わせることのフォロー、サポート、提案、指導のための講習会等の実施も、事務局が行いたいと思います。この秋の運動会も、組み体操の演技レベルは下がったけれど

も、内容がよかったと思えるようにしていきたいと考えています。昨年の小学校の運動会で5年生が集団行動を取り入れ、よかったという評判を聞いています。集団行動以外にも他の演技とどう組み合わせができるかを含め、考えたいと思います。結論として、レベル1、レベル2の演技で組み体操を行うこととなれば、対応していきたいと思います。

○委員長（山元行博君）：ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので、箕面市の組み体操につきましては、レベル1、レベル2の技を組み合わせ、実施マニュアルに示された技を基本に行うことに決定したいと思います。ほかに、何かご意見等ありますでしょうか。

○委員長（山元行博君）：ないようですので本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案15件、報告16件は、すべて議了いたしました。

○委員長（山元行博君）：これをもちまして、平成28年度第4回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時59分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

山元行博

委員

大橋亜由美